

入札監理小委員会における審議結果報告

国立研究開発法人建築研究所 共用計算機システム借入業務

国立研究開発法人建築研究所・共用計算機システム借入業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要及びこれまでの経緯について

- 本事業は、公共サービス改革基本方針（平成 24 年 7 月閣議決定）別表において、新規の事業として選定されたものである。
- 本事業は、国立研究開発法人建築研究所の全職員が利用する行政情報システムのサーバ機器等の賃貸借・構築・設置、運用管理及び保守業務を行うものである。

2. 市場化テストの実施に際して、国立研究開発法人建築研究所が行った取組について

従来の実施状況の開示、入札説明会の実施、入札公告期間中の実施要項等への質問方法に電子メール追加。また、仕様書に示す要件・機能を満たすことができる機能・技術・構成が別にある場合その証明資料添付の上で提案可能とした。また、システム導入に際し納入実績を緩和。

3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点】

- ① 常駐者が 1 名、月に 10 日以上常駐する者が 1 名の計 2 名であるが、この人数が必要か。（なるべく人を貼り付ける負担を減らした方がよい。又、遠隔で処理できるという提案も受け入れてはどうか。）
- ② 総合評価基準表について、加点項目があまり適切ではない（常駐者の業務経験が 10 年以上の場合に加点、常駐者を 2 名配置した場合に加点、など）ため、全体的な評価項目の見直しが必要である。必要な要件は加点項目とはせず、仕様書に記載すべきではないか。

【対応】

- ① 専任技術者を 1 名以上常駐させることとし、常駐させる専任技術者が不在となる場合には、その代替要員として、同様の技術者要件を満たし、かつ、本業務について十分に理解している専任技術者を常駐させることとした。また、これらをサポートするための後方支援部門を有することとした。（P. 4～5、54）
- ② 総合評価基準表について、評価項目全体の内容を見直し、加点項目の評価基準及び配点のランクを設定したほか、必要な要件については仕様書に記載することとした。（P. 91～98）

4. パブリック・コメントの対応について

平成 28 年 9 月 27 日から 10 月 17 日まで実施したパブリック・コメントにおいて、2 者から 6 件の意見等が寄せられた。意見等の内訳は、スケジュール関係 2 件、機器

構成関係4件であった。3件について意見を踏まえ必要な修正を行った。3件は実施要項案の修正には至らなかったものであった。(P. 5、33、P. 6、8、35)

以 上